

会議記録 (1)

会議名称	北本市農業委員会3月定例総会		
開会及び閉会日時	開会	令和2年3月25日(水) 午前10時00分	
	閉会	令和2年3月25日(水) 午前10時55分	
開催場所	市役所3階 会議室3-F		
議長氏名	内田 政之助		
出席委員(者)氏名	農業委員		推進委員
	1 大畑 張根	9 中村 忠文	1 長谷川 章
	2 新井 孝治	10 横田 勇	2 大川 宜久
	3 鈴木 安雄	11 高松 武美	3 伊藤 宏忠
	4 内田 政之助	12 湯沢 美恵	4 志村 豊
	5 金子 哲也	13 山本 浩之	5 岡野 榮
	6 渡邊 正安		
	7 新井 英次		
	8 横山 信		
欠席委員(者)氏名			
欠員委員			
説明者の職・氏名	農地担当 橋本、秋山		
事務局職員職・氏名	事務局長 柳井 志道、事務局 橋本保 秋山浩太		
会議次第	別紙のとおり		
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会に関する不祥事について ・農業委員等の応募状況の公表について(中間公表) 		

会議記録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	<p>皆様おはようございます。本日はお忙しい中、農業委員会定例総会にご参集いただきありがとうございます。定刻となりましたので、令和元年度最後となる3月の定例総会を開催させていただきます。</p> <p>ただいまの出席委員につきましては、遅れている伊藤推進委員を除き、農業委員13名と推進委員4名で、定数の過半数を超え、本会議は成立していますことを報告致します。</p> <p>それでは、内田会長にごあいさつをいただきましてから、議事の進行をよろしく申し上げます。</p>
会 長	(あいさつ)
議 長	最初に議事録の署名人ですが、今月は7番の新井英次委員さんと8番の横山信委員さんによるしく願いをします。
議 長	それでは、資料に添って進めていきます。資料2ページ、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」件号1、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	<p>(件号1を議案書に基づき場所も含めて説明する。)</p> <p>議案書につきましては以上で申請の経緯と事務局の意見です。まず、譲渡人は相続で農地を取得した兄弟姉妹で、その中に農業従事者はいません。そのため、申請地の周囲の農地を所有していて、今まで管理をお願いしてきた譲受人に頼んで申請地を買ってもらうことになったというのが申請の経緯です。また、譲受人は今までとおり、季節に応じた露地野菜を作付けしていく予定です。続きまして事務局の意見ですが、譲受人は今までも申請地で作付けを続けていることと、遊休農地の発生防止にも繋がることから、特に問題ないと判断しております。なお、譲受人の3条許可の要件につきましては、満たしていることを事務局の方で確認しております。事務局からは以上です。</p>
議 長	ご苦勞様でした。担当の中村委員さんお願いします。
中 村 委 員	<p>現地はダイコンをはじめ、数種類の野菜が作付けされていました。申請地は譲受人の農地に囲まれています。周辺としては、農地はこの部分だけで、住宅が多いところ。周辺農地への影響につきましては、農地はあまりなく、申請地の周囲は譲受人の農地であることから、特に問題ないと思います。担当からは以上です。</p>
議 長	<p>ご苦勞様でした。何か質問はございますか。</p> <p>(質問なし)</p>

会議記録 (3)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	特にないようですので裁決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ということで決定させていただきます。
議 長	次に資料3ページ、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」件号1、事務局の説明をお願いします。また、 は利害関係人のため退席願います。 (退席。事務局より利害関係人の議事参与の制限について説明。)
事 務 局	(件号1を議案書に基づき場所も含めて説明する。また、追認の制度についても補足説明する。) 議案書と補足説明につきましては以上で事務局の意見です。申請内容に昭和30年頃から住宅への通路等として使用している旨の記述がありましたが、実際にはもっと以前から使用している形跡があり、特に問題ないと判断しております。また、昭和45年以前の航空写真と現地調査により、さいたま農林振興センターに事前に追認可能である旨の確認を取っていることをご報告申し上げます。なお、申請は1件の手続きとなっておりますが、申請地には作付けが通路部分に食い込んでいる部分があり、その部分は農地のため追認できず、通常の申請として扱っていることを付け加えさせていただきます。事務局からは以上です。
議 長	ご苦勞様でした。担当の大畑委員さんをお願いします。
大 畑 委 員	現地は住宅へ進入するために欠かせない通路になっています。周辺は農地が多い中に住宅等が点在している状況です。また、申請地と隣接する農地は申請人の所有地であることから、周辺農地への影響はないと思います。担当からは以上です。
議 長	ご苦勞様でした。何か質問はございますか。 (質問なし)
議 長	特にないようですので裁決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ということで決定させていただきます。 (復席。)
議 長	次に資料4ページ、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」件号1、事務局の説明をお願いします。

会議記録 (4)

発言者	発言内容・決定事項
事務局	(件号1を議案書に基づき場所も含めて説明する。) 議案書につきましては以上で事務局の意見です。申請地は必要性があることと土地に代替性がないことを転用の要件とする農地ですが、現在親と同居している夫の実家は、積年の生活により手狭になったことから自己用住宅を建築する必要性はあり、実家からの距離や敷地の形状、高低差が希望条件に合致して、地権者の合意を得られた土地は申請地以外にはないことから、土地の代替性はないと判断しております。事務局からは以上です。
議長	ご苦勞様でした。担当の中村委員さんお願いします。
中村委員	現地は、作付けはありませんが、きれいに整地されています。周辺は農地が多い中に住宅等が点在している状況ですが、申請地の周囲は譲受人の親である譲渡人の所有地であるため、周辺農地への影響はないと思います。担当からは以上です。
議長	ご苦勞様でした。何か質問はございますか。 (質問なし)
議長	特にないようですので裁決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ということで決定させていただきます。
議長	次に件号2、事務局の説明をお願いします。
事務局	(件号2を議案書に基づき場所も含めて説明する。) 議案書につきましては以上で事務局の意見です。申請地は農地転用が原則不許可の農地ですが、不許可の例外規定の中に、申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものが掲げられています。今回の案件は、申請者の実家から100m程度のところに住宅を建築する計画であり、現在家族3人で居住している鴻巣市内のアパートは子供の成長に伴い手狭になっていることから、住宅建築の必要性はあり例外の規定に該当すると判断しております。 また、議長である会長の担当地区になりますので、引き続き事務局から説明させていただきます。現地は雑草が伸びていますが、伸び過ぎにならない程度の管理はされています。周辺は農地と宅地等が混在している状況で、周辺農地への影響はないと思います。事務局からは以上です。
議長	ご苦勞様でした。何か質問はございますか。 (質問なし)
議長	特にないようですので裁決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願い

会議記録 (5)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	いたします。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ということで決定させていただきます。
議 長	次に件号3、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(件号3を議案書に基づき場所も含めて説明する。) 議案書につきましては以上で、事務局の意見です。申請地は必要性があれば農地転用が原則許可の農地ですが、現在居住している北本市内の借家は老朽化により不便を生じていることと、子供が欲しいと考えていることから、自己用住宅を建築する必要性はあると判断しております。事務局からは以上です。
議 長	ご苦労様でした。担当の高松委員さんお願いします。
高 松 委 員	現地は、作付けはありませんが、草刈りも行われ適正に管理されています。周辺は農地が多い中に住宅等が点在している状況ですが、申請地の周囲は譲受人の親と親戚の所有地であるため、周辺農地への影響はないと思います。担当からは以上です。
議 長	ご苦労様でした。何か質問はございますか。 (質問なし)
議 長	特にないようですので裁決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ということで決定させていただきます。
議 長	次に件号4、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(件号4を議案書に基づき場所も含めて説明する。) 議案書につきましては以上で事務局の意見です。申請地は必要性があることと土地に代替性がないことを転用の要件とする農地ですが、譲受人である運送業者はトラックを4台増車する計画により、駐車スペースが不足することから駐車場を増やす必要性はあり、営業所からの距離、前面道路の幅員、敷地面積が希望条件に合致して、地権者の合意を得られた土地は申請地以外にはないことから、土地の代替性はないと判断しております。事務局からは以上です。
議 長	ご苦労様でした。担当の渡邊委員さんお願いします。
渡 邊 委 員	現地は草が生い茂っていて、管理が不十分の状態です。周辺は住宅地であるため、周辺農地への影響はないと思います。担当からは以上です。
議 長	ご苦労様でした。何か質問はございますか。 (質問なし)

会議記録 (6)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	特にないようですので裁決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ということで決定させていただきます。
議 長	次に資料6ページ、議案第4号「北本市農用地利用集積計画の承認について」件号1から4ですが、[]になりますので、[]に議事進行をお願いします。 ([])
新 井 代 理	ただ今議長から説明がありましたが、議案第4号件号1から件号4は、[] [] 私が議事進行を務めます。また、件号1から件号4は借受人が同一のため一括審議とします。宜しく申し上げます。 それでは件号1から件号4について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(件号1から件号4を議案書に基づき場所も含めて説明する。) 続きまして事務局の意見です。新規の案件ですが、借受人は認定農業者であることから、特に問題ないと判断しております。なお、今回の案件は、[] []が調整したという経緯があり、農業委員による農地利用最適化の成果実績になりますこと、ご報告申し上げます。事務局からは以上です。
新 井 代 理	ご苦勞様でした。まずは件号1について、担当の岡野推進委員さんお願いします。
岡野推進委員	現地についてですが、耕耘された形跡があり、草は生えておらず管理されています。周辺は農地と宅地等が半々の状況で、周辺農地への影響はないと思います。また、今後の作付け予定は、キャベツ、白菜、ネギ、ブロッコリーとなっています。件号1につきましては以上です。
新 井 代 理	ご苦勞様でした。次に件号2から件号4について、担当の志村推進委員さんお願いします。
志村推進委員	現地についてですが、稲作を刈り取った後で、耕耘前の状態です。周辺は農地の中に宅地等が混在している状況で、周辺農地への影響はないと思います。また、今後の作付け予定は件号1と同様です。担当からは以上です。
新 井 代 理	ご苦勞様でした。何か質問はございますか。 (質問なし)
議 長	特にないようですので裁決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ということで決定させていただきます。

会議記録 (7)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	()
議 長	次に資料8ページ、「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」件号1、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(件号1を議案書に基づき場所も含めて説明する。)
	議案書につきましては以上で、事務局の意見です。まず農地台帳では、証明を受ける方の経営体には、証明を受ける方と奥様と息子さんの3人が農作業の従事者として登録されていますが、3人の中で年間従事日数が一番多いのは、亡くなられた証明を受ける方になっています。奥様の方が証明を受ける方よりも登録従事日数が少なく、経営主の登録は証明を受ける方であり、息子さんは公務員であることから、証明を受ける方を主たる従事者として問題ないと判断しております。
	また、現地の状況ですが、作付けはなく保全管理の状態です。周辺は住宅街で、周辺農地への影響はないと思います。事務局からは以上です。
議 長	何か質問はございますか。
	(質問なし)
議 長	特にないようですので裁決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成ということで決定させていただきます。
議 長	資料9ページからは届出の専決事項になりますので、お目通しをお願いします。
議 長	それでは、その他につきまして、事務局からお願いします。
事 務 局	事務局からのその他は7件あります。
	1点目は農業委員補助員交代の手続きについてです。 (交代届出書を持参されている方は、総会終了後に提出を依頼。まだの方は今月中の提出を依頼。)
	2点目は農業委員会に関する不祥事についてです。 (資料を配布。)
	3点目は毎月20日の農地パトロールについてです。 (報告がある方は残っていただくように依頼。)
	4点目は4月の定例総会についてです。 (4/27(月)、10:00～、会議室3-F)

会議記録(8)

発言者	発言内容・決定事項
事務局	<p>5点目は農業委員・農地利用最適化推進委員の応募状況についてです。(HPでの中間公表を出力した資料を配布。)</p> <p>6点目は能率給についてです。(農地利用最適化交付金が4月に1~3月分の報酬に上乗せされて支払われることを説明。委員一人当りの上乗せ額は56,666円であることと端数は会長と代理の支払い分で調整をすることについても言及。)</p> <p>7点目は4月からの事務局及び農業経営推進課の人事異動等についてです。(農業経営推進課と地域経済推進課を合併して産業観光課に組織変更。柳井事務局長、秋山主査、千葉主事が異動。柳井事務局長の後任は地域経済推進課の赤塚課長。その他の後任は来月紹介。柳井事務局長と赤塚課長より挨拶。4月の総会の日々に歓送迎会を開催。)</p> <p>その他は以上です。</p>
会長	(閉会のあいさつ)

議事のでん末・概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。

令和2年4月27日

北本市農業委員会会長 内田政之助

議事録署名委員 新井英次

議事録署名委員 横山信